

7月は「差別をなくす強調月間」です

「誰一人取り残さない」 ～包摂の社会づくりに向けて～

「差別をなくす強調月間」って？

昭和44(1969)年7月に同和対策事業特別措置法が制定されたことを記念して、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、関係団体などと連携し、人権尊重意識の浸透や、さまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

この機会に、部落差別の解消をはじめ、さまざまな人権問題について考えることで、誰もが「かけがえのない存在として尊重される社会」をめざしましょう。

※強調月間中の県、市町村、関係団体の行事は下記HPに掲載



令和2年度「人権啓発ポスター・標語」 優秀作品の展示

県庁屋上ギャラリー(奈良市)

7月6日(月)～10日(金)8時30分～17時15分
(初日は12時から。最終日は15時まで。)

県産業会館県政情報サロン(大和高田市)

7月13日(月)～17日(金)8時30分～17時15分
(初日は12時から。最終日は15時まで。)

県立図書情報館エントランスホール(奈良市)

7月14日(火)～26日(日)

※県産業会館県政情報サロンについてはコピーの展示。

市町村での取り組み

県内市町村でも、街頭での人権啓発活動など、人権啓発行事が行われています。詳しくは、お住まいの市町村人権啓発担当課へ。



「奈良県人権施策に関する基本計画」改定

県では、社会経済情勢の変化やこれまでの人権施策に関する取り組みを踏まえ、新たな人権課題にも対応するため、平成16年3月に策定した「奈良県人権施策に関する基本計画」を、令和2年3月に改定しました。

これからも「豊かな人権文化の創造」を目指して人権施策に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症に感染された方々、濃厚接触者、海外からの帰国者、医療従事者やその家族などに対する不当な差別、偏見、SNSでの誹謗中傷など、人権を侵害する事象が見受けられます。

いかなる場合でも、不当な差別、偏見、いじめなどは決して許されるものではありません。

県民の皆さんには、新型コロナウイルス感染症に関する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることのないよう、行政機関の提供する情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

奈良県人権施策課 相談窓口

人権に関するさまざまな問題や
悩みについて、相談を受け付けています。

■ 奈良県人権施策課 ☎ 0742-27-8719 FAX 0742-27-8721 ■ www.pref.nara.jp/1657.htm

☎ 0742-27-8726

FAX 0742-27-8721

時 平日8時30分～17時15分(年末年始を除く)

所 奈良市登大路町30 奈良県本庁舎2F ※来所相談も可(随時)

相談は無料

秘密厳守
します

